



「橋杭岩」和歌山県串本町

撮影：和歌山支部 岡野良平

焦点

最近税理士の資格取得に異変が起きている。税理士試験合格者よりも、弁護士・公認会計士により資格取得が可能なの方が圧倒的に多いことになっている。司法制度改革及び公認会計士法の改正は、税理士制度を歪めかねない問題である。近税政は日税政及び近税会と協議、連携して税理士法第3条（税理士の資格）を見直す運動を展開することが急務である。

規制改革会議から平成20年7月2日に中間とりまとめ「年末答申に向けての問題提起」が発表された。現状認識として「資格制度を所管する省庁や資格者団体の視点ではなく、

実際に資格者を利用する国民の視点に立って考えてみると資格制度の見直しはいまだ十分とは言い難い状況にある。資格者の質の向上、利用者の利便性の向上を図るため、国民からの意見・要望が多い事務系9資格の隣接法律専門職種を中心として更なる改革に取り組む必要がある」としており、今後の取り組みの方向として「有資格者でなければ従事できない業務独占の業務範囲を可能な限り限定をかける方向で見直しつつ…」と税理士会にとっては厳しい内容である。年末答申が出る前に、税理士の無償独占と強制入会制を堅持すべく、税理士による国会議員等後援会を通じて強力に陳情活動を展開しなければならない。

主張

後援会の拡充がもたらすもの

昨年の総務会において長年の懸案であった「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」(以下「後援会支援規程」と言う)が承認された。

税政連は政治活動を行う運動体である。その運動にあたって、後援会は非常に大きな役割を果たしており、税政連活動の根幹をなすものである。後援会支援の枠組が組織的につくられたことは画期的である。

日税政の委員会は、平成12年度までは現在の5委員会(政策、財務、組織、国対、広報)のほか、選挙対策、業務対策、後援会対策の3委員会を加えた8委員会で構成されていた。各単位の連合体である日税政においては、政策等を立案したり、国会への陳情等の活動は出来るが、直接選挙支援活動をしたり、各地の議員後援会づくりを促進することは出来ないために、選挙、業務、後援会の3委員会は国対委員会等に統合された。必然的にこれらの活動は各単位の委託に委ねられている。しかし日税政の国会陳情等の活動は、各地域の後援会活動や選挙支援活動がその成果を左右しているといっても過言ではない。その意味から単位税政連の後援会対策は重要なテーマであり、当連盟は、その一歩を踏み出したのである。

税政連の組織活性化のキーワードは、後援会活動の拡充であり、「後援会支援規程」は近税政組織改革の原点ということが出来る。これにより近税政本部は各地の後援会に対し、十分な支援と協議を行うことができ、また組織上の位置付けも明確となった。この度の「後援会支援規程」は、既存の後援会の活性化を促す一方、より充実した運動体としての後援会の設立を促進せしめようとの考えによるものである。

本部の国対委員会の活動方針には、「税理士による国会議員後援会等を軸として国会議員との接触を密にし、懇談会等をできるだけ多く設営する」とある。国対委員会活動の活性化もまた、地域の後援会が担っていると言える。

また後援会の拡充は、財政にも好影響を及ぼしている。前年度、支援後援会が設立された支部において、会費収納率が一気に7%の上昇をみた。このような状況を考えると、国会議員等の支援後援会の存在する地域では税政連の活動の活性化を望むことができる。本部ではこういった後援会の充実を踏まえて、後援会を含む税政連の組織及び運営など諸制度の整備をすすめることが組織力の強化につながると認識している。今年度、総務会、幹事会の構成、7委員会の統合、支部連、支部の構成等を検討し、活性化に向けて、抜本的に組織改革に取り組もうとしている。

(細谷陸雄)

目次	主張.....	2
	会員研修会開催.....	3
	後援会ニュース.....	4
	「平成21年度の税制改正に関する要望」が決定.....	9

連 載

焦点..... 1

かんさいすずめ..... 14

会員研修会開催

6月23日午後1時15分から近畿税理士会館3階において、参加者190名の研修会が開催された。

第1部「税理士の国会議員として」講師に自民党参議院議員西田昌司氏、民主党参議院議員水戸将史氏をお迎えして、税理士業界を取り巻く諸問題についてパネルディスカッション方式で細谷副会長がコーディネータ、南出会長と井戸本幹事長が、聞き手となって進められた。



西田昌司参議院議員



水戸将史参議院議員

まず井戸本幹事長が今回の税制改正について、両議員のご活躍で各党の税制大綱に法人税35条の廃案の提案や、一文加筆が行われたことの説明があった。その後お二人から法案成立までの手続きや審議の過程の説明を受けた。これからは税制改正において、個別論より全体論、日本の租税負担率など大きな視点で議論していく必要があるとの発言があった。

次に南出会長より、税理士制度・資格制度・無償独占・強制入会などについての質問があり、西田議員からは規制改革の動きには反対であると強い姿勢の発言があった。大切なのは会員が一致団結し、声を届けることが大事であるということであった。その他アウトソーシング、広告の自由化について討議があった。「先生」と呼ばれる職業である税理士は、単純にビジネスだけで考えずに、土業の原点にたつて諸問題を考えていかねばならないということであった。

税理士業務を充分理解された両議員が、政界で熱意を持って活発に発言されている様子を聞いて、心強く感じた会員が多かったと思う。この研修会を通して、税理士の現場からの声が非常に重要であり、税政連の役割がとても重要であることを会員は充分理解できたと思う。パネルディスカッション方式はとても有意義であったと感じた。

第2部は、相続税法改正の動向について最新の情報を近畿税理士会調査研究部副部長上西左大信氏に解説を受けた。新事業承継税制の制度化にあわせて、相続税の課税方式が遺産取得課税方式に改められる方向で検討されている。その検討内容を公表できる限り詳しく説明があり、実務に大いに参考になった。

(田中圭子)



上西左大信 近畿税理士会
調査研究部副部長

後援会ニュース

西村やすとし後援会 定期総会

「税理士による西村やすとし後援会」定期総会が、平成20年4月25日、グリーンヒルホテル明石において開催された。



西村やすとし議員（左）と河合後援会会長

来賓として近畿税理士政治連盟から、井戸本泰次幹事長が出席した。井戸本幹事長より「登録政治資金監査人と税理士、行政不服審査法の改正、異議申立の廃止の要望」の報告があった。

河合正美後援会会長の挨拶の後、上村正和後援会幹事長の司会により開会。平成19年度活動報告・決算報告、平成20年度活動計画・予算に関する事項が、それぞれ承認された。

その後、税理士政治連盟と税理士による国会議員等後援会との関係についての質問があり、税理士政治連盟が認める後援会（支援後援会）の条件と考え方について説明があった。

西村やすとし議員は衆議院補選応援のため、少し遅れて山口県より駆けつけられた。「ガソリン税の暫定税率復活を是非とも成し遂げなければならない。福田総理が表明した道路財源2.6兆円の一般財源化は、税理論（受益者が税負担する）から矛盾がある。福祉・年金に不足するのであれば消費税を1%上げることを国民に願うほうが正論である。選挙は秋口にあると

思って準備していく。選挙の結果はわからないが、党派を超えて国益を考えて行動していく所存である。後期高齢者保険制度の問題について、財政の乏しい自治体の住民（明石、淡路も含めて）は負担額が下がることを説明していく。天引きについても説明が足りなかったことを反省している」との報告があり、選挙へのさらなる支援と日頃の後援会活動への謝辞があった

この後、馬詰副会長の乾杯の後、懇親会が始まった。終始なごやかなうちに進み、上村幹事長の中締めで散会した。（星川啓明）

北側一雄後援会 定期大会

税理士による北側一雄後援会第5回定期大会が、5月16日（金）午後7時からリーガロイヤルホテル堺において開催された。



北側一雄衆議院議員

昨年までは、近畿税理士政治連盟堺支部の定期大会日程に合わせて開催していたが、今年度からは当後援会単独で開催した。また昨年、本部において「税理士による国会議員等後援会の支援に関する規程」が制定され、近税政本部から認定された後援会となるための要件が設けられた。後援会会費及び近税政会費納入者で50名の人数が必要であるが、北側一雄後援会はこの条件をクリアし、今回の定期大会では多数の参

加者により開催することができた。

来賓として北側一雄衆議院議員と、本部から細谷陸雄副会長が出席した。司会者本荘幸正会員の開会宣言のあと、池田茂雄後援会会長の挨拶から始まった。続いて議長を選任に移り、八文字貞和後援会顧問が議長となり議事に入った。

竹内芳彦幹事長から、活動報告及び収支決算報告をはじめとする各議案の説明があり、すべての議案が原案通り満場一致で可決承認された。

議事修了の後、祝電披露に続いて、北側一雄衆議院議員から「国政報告ならびに地元堺の将来的展望」と題しての講演があった。一昨年関西国際空港第二滑走路が完成、2年後には「シャープ」が堺臨海地区に進出、それに加え大阪湾など周辺港の整備、高速道路網の整備など関西経済圏の発展に向けての取り組みなど力強いお話しを頂いた。

続いて、会場を替え、細谷副会長の発声による乾杯で懇親会が開催され、午後9時半過ぎ、盛会のうちに閉会した。

(池田茂雄)

高市早苗後援会 定期大会

日 時 平成20年6月21日(土曜日)

午後5時30分～8時30分

開催場所 桃谷楼(奈良市)

来 賓 自由民主党奈良県第二選挙区支部長

高市 早苗 衆議院議員

近畿税理士政治連盟

今中 英雄 副会長

大村恵美子 副会長

東口 哲夫 奈良県支部連合会

会長

中嶋 大 奈良県支部連合会

幹事長

近畿税理士会

大西 晃 奈良県支部連合会

会長

税理士による高市早苗後援会定期大会が、平成20年6月21日(土)午後5時30分から奈良市の桃谷楼で開催された。八木正宣会員の司会で開会され、始めに武野勝文会長が「高市先生には税法改正等に迅速適切に対応し、税理士の地位向上に働いていただき感謝している。自民党にとって逆風が吹く中、現在厳しい選挙情勢であるが頑張ってお活躍いただきたい」と挨拶。

続いて定期大会が開催され、議長に黒田浩之後援会幹事長を選任し、慎重審議の結果全議案が承認可決された。



高市早苗衆議院議員

大会終了後、高市早苗衆議院議員の国政報告会が始まった。「平素の活動に感謝する。子供を守る有害情報規制法等の議員立法を2本成立させた。また、自民党・民主党等で税制の議論が活発になってきた。消費税等の税率アップ・増税の前に一般会計・特別会計を洗い直し、会計検査院の入らない団体、機関等のムダを抽出する議論をまず始め、自民党が選挙に負けない政策を考えなければならない。

子育ての世代には、フランスのような少子化対策を希望する人が多いが、最終的には給付と負担の関係をどうするか議論になる。また、政府が余分に買い上げる備蓄米政策は受けが良いが、もっと付加価値のある農産物を国内外に販売する方策も考えてみる必要がある。米粉の普及を推進すると食料自給率39%が50%になる

ことを多くの国民に理解していただきたい。

高速道路の無料化政策は旧道路公団をどのように解決するかにかかっている。国民の望むサービスを政策にどこまで取り入れることができるか、負担をどこまでお願いすることができるかが問題になるだろう。

現在行われている特別会計の仕事、各省庁の仕事の中で、例えば社会保険庁の仕事は社会保険労務士に、国税庁等の仕事も税理士に業務委託できないか等、多くの士業の方々の意見を聴取し行政でカットできる財源を見出せないか検討する。今後の景気への影響を考えながら政策の実行を判断するので多くのご意見を頂きたい」と国政報告された。

次に、来賓の今中英雄近税政副会長が「税政連の活動は後援会活動が一番大事である。強制入会・無償独占を守る税政連にご協力をお願いする」と、東口哲夫近税政奈良県支部連会長が「日頃の後援会活動に感謝する。税理士の社会公共的使命達成のため後援会の人数を増やし、信頼できる後援会となっていたいただたくことを望む」と述べられた。

最後に懇親会に入り、大村恵美子近税政副会長の締めめの挨拶で終了した。(黒田有紀)

西田昌司後援会 定期総会

税理士による西田昌司後援会第2回定期総会が、平成20年6月29日にハイアットリージェン



西田昌司参議院議員

シー京都において開催された。

来賓として日本税理士政治連盟から森金次郎顧問、近畿税理士政治連盟から南出力利会長、九鬼郁雄副幹事長、近畿税理士政治連盟京都府支部連合会から北村善和会長、奥村和義幹事長が出席した。

中江嘉和幹事長の司会により開会し、田島博昭後援会会長から日頃の後援会活動への感謝と今後のより一層のご協力をお願いの挨拶があった。

次いで総会に入り、村山佳也会員を議長に選任し、平成19年度事業報告及び決算と平成20年度事業計画(案)が満場一致で承認された。

引き続き西田昌司議員から、詳しい国政報告のあと「税理士の制度は社会的使命が大きい。ため、競争原理だけではいけない。税理士制度を死守することが国民を守ることになる」と力強い言葉で挨拶があった。

来賓挨拶として森日税政顧問が、税理士のために活躍していただいている西田昌司議員に対する感謝の気持ちと、責任と社会奉仕の重要性を述べ、「社会奉仕が無ければ税理士は成り立たない」と挨拶があった。

南出近税政会長は法人税法35条の問題で、「与党税制改正大綱に盛り込まれた『引き続き注視する』という文言は西田先生が『残さないといけない、と大きな声でいったから残った』ということの説明した。

北村善和支部連会長は「税理士法改正が論じられている」中での税理士による政治活動の重要性を訴えた。

最後に中江幹事長の閉会の辞をもって終了した。

懇親会では田島博昭会長の挨拶の後、廣瀬来三会員の乾杯の発声で開宴した。西田昌司議員が各テーブルを回り、参加した役員、会員と親しく歓談し、和やかなうちに終了した。

(笹井雅広)

伊吹文明後援会 懇談会

税理士による伊吹文明後援会平成20年度懇談会が、からすま京都ホテルにおいて6月28日、開催された。



伊吹文明衆議院議員

来賓として近税政本部より南出力利会長、九鬼郁雄副幹事長、近税政京都府支部連より北村善和会長、奥村和義幹事長が出席した。

北尾利久幹事長が司会を務め、開会を宣した後、廣瀬来三後援会会長が「伊吹先生は自由民主党幹事長という大役を務められている。衆議院の任期も1年余りで、解散総選挙が行われる可能性も高い。党の幹事長として全国各地を回らなければならず、地元京都の選挙区にはほとんどおられない。その時こそ我々は全会員を挙げて伊吹先生の9回目の当選に向けて最大の努力を申し上げること固くお約束し、今後のご活躍を祈念する」と挨拶した。

続いて南出力利会長が「伊吹先生には政局運営の要として、色々な局面でご発言され、非常に頼もしく思っている。近税政では、活動をもっと積極的に行うよう様々な施策を行っている。筋の通った政策・政治を行っていただくようにこれからも後援会活動を行っていきたい」と挨拶。

また、北村善和支部連会長から「税制改正法案が国会を通ったことにより、実務家である我々税理士には混乱が少なくなった。伊吹先生にはありがたく感謝申し上げたい。しかしまだ

問題点はあるのでこれからもよろしくお願ひしたい」と挨拶があった。

続いて伊吹議員から国政報告が行われた。「今の国会は、参議院では数の力を利用して、あらゆる法案を先延ばしして混乱が生じている。衆議院の優越は憲法、法律によって保障された正当な権利であるが、なんとしても衆議院選挙には勝利しなければならない。また、税理士先生方に関心のある税制改正については、道路、福祉、医療などあらゆる政策をおこなっていくには財源がいる。高度成長時は、経済が大きくなり自然にお金が入ってきた。しかし長寿社会、少子社会では労働生産性が落ち、経済成長力が落ちている。さらに長寿社会ではお金がかかり、そのお金は誰が負担しているかというと、総じて若い世代が負担している。長寿医療制度はそういった、負担の割合を考えた制度である。これからは高齢者には安心を、現役世代には希望を与えるための社会保障、産業政策、教育科学技術の振興が不可欠である。そのためには財源が必要であり、所得税等とセットにした消費税の改正議論も活発化していくであろう。税制改正には税政連の建議もたいへん大きく役に立っている。これからも先生方のご協力をお願いしたい」

その後加地和元衆議院議員の乾杯の後、懇親会が開催された。伊吹議員は会員の各テーブルを回られ、親しく和やかに歓談をした後、栗田正雄副会長の閉会の挨拶をもって終了した。

(吉田和之)

原田憲治後援会 設立総会

税理士による原田憲治後援会の設立総会が、2月9日、千里阪急ホテルにおいて開催された。

来賓として、津島雄二衆議院議員、渡嘉敷奈緒美衆議院議員、大塚高司衆議院議員、南出力利近税政会長、徳富勲近税政副会長、大村恵美子近税政副会長の出席があった。



原田憲治衆議院議員

川口純司会員の司会により開会が宣言され、原田憲治衆議院議員の紹介の後、発起人代表の杉山孝一会員により設立趣意書の朗読と説明がなされた。

続いて、議事の審議にあたり議長を選出に司会者一任の声が議場から上がり、中村憲次会員が推選され、議事録署名人の選出の後、議事進行に入った。

第1号議案(後援会規約承認の件)について、与北奈須夫会員から規約(案)の説明及び朗読があり、第2号議案(役員選任の件)、第3号議案(平成20年度第一期事業計画承認の件)のいずれも審議を諮った結果、賛成多数で可決承認された。

議事の途中で来賓の入場と紹介があった。議事終了の後、田中啓允後援会会長の挨拶があった。

続いて原田憲次衆議院議員から「中小企業の活性化がなければ大阪の発展はない。税理士の先生方の声を国政の場でより一層反映させていきたい。また、会計参与制度の浸透にも働きかけていきたい。津島先生のもと、税政のことをより勉強し、先生方のお力になりたい」と御礼の挨拶があった。

引き続き、来賓祝辞として自民党税制調査会会長の津島雄二衆議院議員から挨拶があり、祝電披露の後、小島隆後援会副会長から閉会の挨拶があった。

設立総会の後、「我が国税制の将来と税理士の役割」と題して津島雄二衆議院議員の記念講演

が催され、今回の(揮発油税等の)暫定税率の改廃などの税制改正の行方、党税制調査会と政府税制調査会との関係、諸外国と日本との議会による課税権のあり方、アメリカと日本の寄付金控除制度の比較による制度の拡充、事業承継時の税制の改正、裁判員制度などについて講演された。記念講演の後、金山薫章後援会副幹事長から謝辞が述べられた。

記念講演の終了後に開かれた交歓会では、大阪では十数年ぶりの大雪による雪景色を眺めながら、渡嘉敷奈緒美衆議院議員、大塚高司衆議院議員の挨拶を交え、終始和やかな雰囲気の中、終了した。(井関孝之)

大塚高司後援会 設立総会

税理士による大塚高司後援会の設立総会が、4月6日に千里阪急ホテルにおいて開催された。



大塚高司衆議院議員

来賓として、津島雄二衆議院議員、渡嘉敷奈緒美衆議院議員、原田憲治衆議院議員、南出力利近税政会長、今中英雄近税政副会長、井戸本泰次近税政幹事長が出席した。

乾禎則会員の挨拶により開会。まず自民党税制調査会会長でもある津島雄二議員の記念講演が行われた。相続税法の改正をはじめとする税制改正の諸問題とねじれ国会の報告、税理士の社会的役割など多方面にわたり熱弁を振るわれた。

続いて総会が行われ、発起人代表の森田茂穂会員により設立趣意書の朗読と説明がなされた。議長に丹羽修二会員が選出され、議事録署名人の選出の後、議事に入り、後援会規約、役員人事、平成20年度事業計画がそれぞれ満場一致で承認された。

赤尾清之後援会会長から就任挨拶として、大塚高司議員への支援の約束と会員への後援会活動への協力要請があった。

続いて大塚高司議員から「税理士先生方の後援会を設立していただいて感謝申し上げます。先生方と連携を密にして活動を進める。税制は国の根幹であり、経済活動や社会に大きな影響がある。皆様方からご指導を頂き税理士会と中小企業の発展のため力を尽くしていきたい」と挨拶があった。

意見交換会では、渡嘉敷奈緒美衆議院議員、原田憲治衆議院議員の挨拶を交え、大塚議員がすべての会員と懇談し、終始和やかな雰囲気のなか終了した。(事務局)

訂正とお詫び

本誌第167号(5月10日)第3面の「平成19年分『所得税確定申告期における税務相談会場』の関係国会議員等による視察実施状況」一覧において、梅村さとし参議院議員、松井孝治参議院議員、福山哲郎参議院議員の所属政党がそれぞれ自民党となっております。正しくは民主党です。訂正してお詫び申し上げます。

「平成21年度の税制改正に関する要望」が決定

日税政では7月25日に幹事会を開催し、日税連の「平成21年度の税制改正に関する建議書」をもとに、特に緊急かつ重要と思われる16項目を抽出した「平成21年度税制改正に関する要望」を機関決定した(次頁参照)。

内容として「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度」の廃止を採りあげるとともに、「不動産所得に係る損益通産を制限する特例措置の廃止」や「土地・建物等の譲渡損益について損益通算及び繰越控除を認めること」などを盛り込んだ。

「要望」の機関決定を受け、日税政では各党政策責任者に対し陳情を行うこととし、7月30日には、自民党谷垣禎一政調会長を訪問した。陳情は、日税政から久野会長、徳重幹事長、木村国対委員長、近税政から南出会長、浅尾後援会会長が参加し、平成20年度税制改正において実現した項目についてお礼を申し上げるとともに、相続税法の改正についても意見交換を行った。また、税制改正の手續きにおいて、与党税

調において税の専門家である税理士の意見を十分に聴取していただくよう要望した。

また、日税政国対委員会では、平成21年度税制改正に関する要望の実現に向け、税制改正議論が進められる今秋に一斉の陳情活動を行うこととしている。

当連盟でも後援会と支部連を中心に陳情活動が本格化する季節を迎えた。

平成20年度・会費納入にご協力を!

近畿税理士政治連盟は会員各位の会費で運営されています。会費納入にご協力をお願いいたします。

郵便振替

口座 00910-9-0309299

名義 近畿税理士政治連盟

金額 13,200円(年額)

平成21年度の税制改正に関する要望

平成 20 年 7 月
日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

当税理士業界は、平成21年度の税制改正に際し、特に緊急かつ重要と思われる16項目について要望書を取りまとめました。この要望書は、中小企業者等、納税者の適正な税負担を求めて、次のような視点から提言をしています。

公平な税負担 理解と納得のできる税制 必要最小限の事務負担 時代に適合する税制 透明な税務行政

I 国税関係

《所得税関係》

- バブル経済期に規定された不動産所得に係る損益通算を制限する特例措置は、早急に廃止すること。
【理由】 土地等に係る負債利子によって生じた不動産所得の損失の金額については、平成4年分以後は損益通算が認められていない。このような損益通算の制限を行うことは、所得のないところに課税する結果となる。
この制度は、地価高騰や過度の節税への対策として設けられたものであるが、平成10年度改正によって、法人税では新規取得土地等に係る負債利子の特例が廃止されており、これとの整合性を保つためにもこの制度は廃止すべきである。
- 公的年金以外に収入のない者について納税手続きを簡素化すること。
【理由】 高齢者控除の廃止、公的年金等控除額の縮減により、高齢者の納税のための事務負担が増加した。高齢者に負担の少ない制度とするためには、公的年金の受給者のうち扶養控除等申告書を提出した者については年金の支払者において年末調整に準じる措置を講じ、公的年金以外に収入のない者については選択により確定申告を不要とするなど、納税手続きの簡素化を検討すべきである。
- 土地・建物等の譲渡により生じた損益について、損益通算及び繰越控除を認めること。
【理由】 平成16年度税制改正により、十分な議論と周知期間がないままに、土地建物等の譲渡損益は他の所得との損益通算・繰越控除が認められなくなった（一定の要件のもと居住用財産については存置）。現行の損益通算規制では、譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の所得の損失について損益通算が認められないため、担税力がない場合でも課税される。また、事業用土地と事業収益は一体であるが、事業の赤字を事業用土地の売却で補填する場合には資金繰りに支障が生じる。なお、居住用財産の譲渡損失は、生活基盤を支える基本的資産の価値の下落による損失が譲渡により顕在化したものであるから、住宅借入金等による買換えや住宅借入金等の残高などの要件を撤廃し、居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めるべきである。
- 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除及び基礎控除を整理・合理化すること。また、子育て支援税制を講ずること。
【理由】 現在、家族世帯類型や世帯における就労形態は多様化していることから、複雑となっている人的控除について、公平・中立の観点で踏まえながら整理・合理化して簡素化を図るとともに、本人、配偶者及び扶養親族の担税力に配慮して、その控除額を大幅に見直す必要がある。また、少子長寿化社会が進む中、出生対策や子育て支援の重要性が指摘される中、それに対応した税制を検討すべきである。

《法人税関係》

- 定期同額給与及び事前確定届出給与に係る業績悪化改定事由につき、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」を法令上明確にすること。
【理由】 法人が役員給与を減額改定する場合には、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由」があるときに限り、定期同額給与の改定又は事前確定届出給与の改定として損金算入が認められている。逆にこの理由に該当しない場合には、役員給与の全部又は一部が損金不算入とされることになる。
また、この理由には、一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどは含まれないとされている。
しかし、従業員の賞与をも一律にカットせざるを得ないような場合のほかには明確な基準が示されていないため、役員がまず経営責任をとって給与の減額を行うときなどには損金算入されないことになる。
損金算入の要件となる「経営の状況が著しく悪化した場合その他これに類する理由」の判断基準を法令上明確にし、法人の予測可能性を確保すべきである。
- 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止すること。
【理由】 平成18年度改正により導入された本制度は、個人事業者の法人成りによる節税メリットを抑制するためのものと説明されているが、突然の税負担増による中小法人に与える影響等の問題点が指摘されてきた。このため、平成19年度改正では、適用除外となる基準所得金額が1,600万円に引き上げられた。
しかし、役員給与は既に会社から資金流失しているにもかかわらず、更に会社側課税が行われ、また、誠実な事業会社もこの規定の適用を受ける場合があり制度的に問題がある。したがって、特

殊支配同族会社の役員給与に係る制度は廃止すべきである。

7. 交際費課税については、交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入とするとともに、定額損金算入限度内の10%課税制度は即時廃止すること。

【理由】 交際費に対する課税は、企業の冗費抑制を図ることがその目的とされている。したがって、本来、冗費や濫費の性格の強い交際費だけを課税対象とすべきである。平成18年度税制改正では交際費について一部金額基準が示されたが、交際費等の範囲についてはさらに見直しを行い、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費等から除外するなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。また、定額控除限度額内の10%相当額を損金不算入とすることは、税収確保目的以外には根拠がなく、この制度は即時に廃止すべきである。

8. 退職給付引当金の繰入れについて損金算入を認めること。

【理由】 退職給付引当金は、退職給与規程に基づく法的な債務として潜在的に発生しているものであり、退職の事実が未だに生じていない時点では給付事由と具体的な給付額とが確定していないにすぎないのである。

また、退職給付引当金は、会計理論上必要不可欠な制度であり、法人税が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算することを原則としていることからみても、課税所得計算の過程で当然に反映させなければならない損金であり、特典的・恩典的な制度ではない。

従って、健全な企業経営と労働環境確保の観点からも、法的な債務としての性格を有する退職給付引当金について、少なくとも労働協約及び就業規則等により退職給与の支給規程を定めている法人については、その規程による退職給与要支給額の当期発生額の損金算入を認めるべきである。

9. バブル経済期に規定された欠損金の繰戻しによる還付制度の適用停止措置は早急に廃止すること。

【理由】 欠損金の繰戻しによる還付制度は、歳入不足を補うため、平成4年度から適用停止措置が設けられ、その後2年ごとに延長を繰り返しながら現在に至っている。しかし、法人税法に規定されている制度を長期的に機能させない措置は、税制を歪め法的安定性に反する。

企業は継続を前提として存在しており、事業年度は企業活動を単に人為的に区切ったものにすぎないのであって、損失と利益はそれぞれ発生した事業年度の前後に関係なく本来一体のものである。したがって、法人税法においても、事業年度の前後に関係なく、所得金額と欠損金額は通算されるべきものである。

また、昨今の厳しい経済環境における資金繰りの悪化は深刻であることから、この制度の適用停止措置を廃止すべきである。特に中小法人に対しては、早急に繰戻し還付制度の適用を認めるべきである。

《所得税・法人税共通》

10. 一時損金又は必要経費算入の少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満とすること。

【理由】 中小企業者には少額な減価償却資産について取得時に3つの制度が併存している。すなわち

- ①取得価額が10万円未満の少額減価償却資産は一時に損金又は必要経費算入
 - ②取得価額が20万円未満の少額減価償却資産については3年間にわたって損金又は必要経費算入する一括償却資産制度の選択
 - ③取得価額が30万円未満の減価償却資産については平成22年3月までの特例制度として年間の損金又は必要経費算入の上限を300万円として全額損金又は必要経費算入
- これらを整理・簡素化し、①の少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満に引き上げ、②を廃止し、中小企業者の設備投資の促進をはかるべきである。

《消費税関係》

11. 消費税について

(1)簡易課税制度について次のとおり改正すること。

- ①事業区分を簡素化するなど小規模事業者の事務負担を軽減すること。
- ②簡易課税適用事業者が固定資産等を取得した場合には、通常の簡易課税による控除税額にその固定資産等の取得に係る消費税額を加算した税額控除を認めること。
- ③基準期間による事前届出制を廃止し、当該事業年度申告時における選択制とすること。

【理由】 簡易課税の適用上限が課税売上高2億円から5,000万円に引き下げられ適用対象者がさらに小規模な者に限定されたことから、事業区分の簡素化を図るなど、小規模事業者の事務負担を軽減すべきである。小規模事業者が初めて課税事業者になった場合には、帳簿等の対応も十分ではなく、また課税事業者該当することさえ認識していないことも考えられる。このような者に原則課税を求めるのは適当ではなく、仕入税額控除が出来ないということにも無理がある。したがって、簡易課税制度の選択は申告時に行うことができる制度にすべきである。なお、簡易課税制度適用事業者が設備投資等をした場合には、設備投資等に係る仕入税額控除を別途に認めるべきである。

(2)請求書等の内容を補う記載がある場合には、仕入税額控除を適用できる帳簿とみなすこと。

【理由】 仕入税額控除については、計算のための事務負担は極力軽減されるべきであり、今後もしもゆる帳簿方式を維持し、インボイス方式に移行すべきではない。

平成9年4月1日以後施行されている「帳簿及び請求書等の保存」の要件については、形式主義が重視される結果、請求書等で確認できる事項についても帳簿への重複記載を強制されるなど、事業者にとって事務処理上過度の負担を強いている。「請求書の保存」を中心とし、請求書等の不備を補う内容が記載されている帳簿は仕入税額控除の要件を充たす帳簿とみなすべきである。

なお、平成15年度税制改正により簡易課税制度及び事業者免税制度の適用対象者が大幅に縮減されたことから、事務負担能力の乏しい中小零細事業者にとっては深刻な問題である。

《相続税・贈与税関係》

12. 中小企業の円滑な事業継続のための措置について、活用されやすい制度とすること。

【理由】 地域経済の活性化、雇用の確保等の観点から、中小企業の経営の承継の円滑化に資するため、平成21年度税制改正において、「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の創設が予定されている。

ただし、この制度の適用範囲及び要件などが過度に厳しいものとなった場合には、現実には活用が困難なものとなることが予想される。申告事績において同族株式の財産構成比率は数パーセントにも満たず、同族株式を有さない納税者との均衡も考慮しなければならないが、一方では、日本経済を下支えする中小企業に対して一定の優遇も必要と考えられる。

したがって、同制度についての税制上の枠組みについては、過度に厳格な規制を設けるべきではない。

なお、同制度導入と同時に実施される相続税制の改正に当たっては、基礎控除額、税率構造等の見直し等について十分な検討が必要である。

II 地方税関係

13. 個人事業税の事業主控除額を少なくとも500万円程度に引き上げること。

【理由】 個人事業税における事業主控除制度は、事業税の対象となる金額から事業主報酬相当額（現行290万円）を控除することを目的として設けられている。平成18年度の民間平均給与と収入は435万円、また資本金2,000万円未満の中小企業の役員の平均給与収入が609万円（いずれも国税庁「平成18年分民間給与の実態」）であることと比較すると、その較差は著しいものとなっている。そこで、個人事業税における事業主控除の本来の趣旨を踏まえ、事業主控除額を少なくとも現行の290万円から500万円程度に引き上げ、制度の目的に合致させるべきである。

III 手続き規定関係

14. 電子申告を普及させるため、新たな電子申告控除制度を制定することまた、全ての市町村に対して電子申告が可能となるように早急に整備を図ること。

【理由】 現行の電子申告特別控除は、電子証明書の取得促進策の意味合いが強い。電子申告が普及するまでの措置として、新たな電子申告特別控除が継続して受けられるようにすべきである。また、納税者本人の電子署名がなくてもその適用を受けられるようにすべきである。

現在、税務署及び都道府県に対する電子申告は、実現されているが、市町村に対する電子申告については、ごくわずかしか実現されていない。電子申告の利便性の観点から全ての市町村に対して電子申告が出来るように早急に整備すべきである。

15. 税務行政の執行に関する手続規定の整備を図るため、次の措置を講じること。

(1) 税務行政の公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する観点から、国税通則法の改正を行う。

(2) 調査の事前通知、文書による理由開示及び終了通知を徹底する。

【理由】 申告納税制度が採用されてから半世紀が経過したにもかかわらず、わが国においては税務行政の執行に関する手続規定が法的に整備されていない。

申告納税制度を発展させるために、納税者の正当な権利を保障し、税務行政の円滑な執行のため、税務調査の事前通知等の規定を国税通則法及び地方税法に明文化すべきである。

16. 更正の請求について

(1) 更正の請求をすることができる期間（現行1年以内）を5年とすること。また、後発的理由による更正の請求の期間の特例（現行2月以内）については、1年とすること。

【理由】 課税庁が行う更正処分の期間については、税額を増額するものについては、法定申告期限から3年又は5年以内、減額するものについては5年以内に制限されている。一方、納税者側から更正の請求を行うことができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内とされている。このため、法定申告期限から1年を超え5年以内の期間において減額更正を求めるためには、実務上は「嘆願」により職権更正を待つという不安定な対応を余儀なくされる。このような状況は、納税者の権利救済制度としては好ましくないため、更正の請求ができる期間を課税庁が行う減額更正期間の5年とすべきである。

また、後発的な理由による更正の請求については、現行ではその理由が生じた日から2か月以内とされているが、税理士が確定申告時に相談を受けた段階で既に更正の請求の期限が徒過している場合もあり、納税者の権利救済の観点から問題があるので、その期限は1年とすべきである。

(2) 更正の請求ができる理由に、租税特別措置法の特例不適用の場合を加えること。

【理由】 租税特別措置法による規定はその数も多く、適用要件等も複雑であり、また適用期限の定めもあるなど、納税者がすべての存在と内容を理解しているとは言い難い。期限後申告においても措置法適用が可能であるのに対し、期限内申告で措置法適用をしなかった場合には更正の請求ができないなどの矛盾がある。

租税特別措置法の趣旨を実現する観点から、同法の不適用による過大申告については、更正の請求ができる理由とすべきである。

ここに人あり

後援会の窓

上野賢一郎後援会 (衆議院議員・滋賀1区・自由民主党)

議員は、羽柴秀吉の居城がある滋賀県長浜市に昭和40年、商店街の昔ながらの荒物屋の長男として生まれ、地元の中学・高校から京大法学部を卒業、当時の自治省(現総務省)に入省し、総務省課長補佐や通産省課長補佐を経験している。特に、総務省では「外形標準課税」や「地方分権改革」に携わる等、税制に対して造詣が深く、私たち税理士にとって陳情等において、税をよく理解され心強い存在です。

「念すれば叶う」「待てば海路の日和あり」とでも申しませうか。大志を抱き37歳で役所を退職し、第43回の衆議院議員選挙に臨みましたが、旧民社党グループの実力者に敗れ落選。さらに翌年の参議院選挙でも民主党候補に敗れるも、二度の敗戦にもめげることなく第44回の衆議院議員選挙に再度出馬し、折からの小泉フィーバーの波に乗り、小選挙区において民主党現職の幹事長を破り、見事初当選を果たしています。

特筆するならば、一年生議員としては異例の自民党税制調査会の幹事に抜擢されており、私たち後援会の会員に対し、税制改正動向など、タイムリーな情報提供をいただいております。また、税政連の要望についても理解し、党税調のメンバーとして実現に向けて行動願えるのは有難く思います。

1. 後援会の結成～

滋賀県では、今まで参議院の後援会は結成されておりますが、衆議院の後援会がなく、設立が待望されておりました。上野議員からも熱望されており、僅かの準備期間でありましたが、発起人の協力のもと上野後援会は、平成18年11月28日に設立しました。まだ僅か2年もたない後援会であり、先輩後援会の活動を範として運動を進めてまいります。

2. 研修会の開催

昨年の10月には、後援会主催で「中小企業の事業承継契約スキームの創設に向けて」と題する研修会を開催、兵庫9区選出の西村康稔議員(中小企業事業承継問題小委員会事務局長)にも応援いただき、同小委員会幹事として検討されている課題や方向性を詳しく講演願ひ、顧問先や事務職員においても大変参考になったと思っております。

3. 組織の充実

本年は、来るべき時期に備え、新たな会員の募集とともに賛助会員の募集も進めており、上野議員をしっかり支援してまいります。



久保直巳会長



上野賢一郎衆議院議員(左)と津島雄二自民党税制調査会会長

上野賢一郎衆議院議員 略歴

昭和40年 滋賀県長浜市生まれ
 昭和63年 京都大学法学部 卒業
 自治省入省
 平成15年 第43回衆議院議員総選挙
 惜敗
 平成16年 第20回参議院議員通常選挙
 惜敗
 平成17年 第44回衆議院議員総選挙
 当選
 現 在 党税制調査会幹事
 党道州制推進本部幹事
 党新聞局次長
 衆院青少年問題特別委員会
 委員
 衆院環境委員会委員

家庭菜園

私の家は、親が農家であったので、今でも少しばかりの農地が残っており家庭菜園として野菜を作っています。今は、夏野菜がいっぱいになっています。きゅうり、トマト、なす、なんきん、スイカ、オクラ、とうもろこし、ピーマン、ゴーヤ、インゲン豆、枝豆、ししとう。少し前ならじゃがいも、タマネギ、えんどう豆、そら豆…。一年中、畑に色々な野菜を作っています。

昨今、中国での野菜に農薬が混入する事件があり、中国産の野菜が売れなくなり、日本産がスーパーなどで目立つようになりました。元々、日常使う野菜は、ほとんど日本国内で作られていましたが、いつの間にか、安いということで中国からの輸入が多くなっています。

日本の社会全体が豊かになったのか、贅沢になったのか。旬の野菜が、季節外れに好んで食べられるようになってしまいました。少々高くても、消費者が安全な日本産の野菜を買うことで、日本の農業を支えることとなると思います。

私の家でも色々作っていますが、無農薬野菜の自給自足とはなりません。畑には、様々な形態の虫、野鳥、野獣、人間など多くの外敵がいます。無農薬野菜を作ろうと思いますが、なかなか難しいです。特に夏場には農薬を散布しなければなりません。

スイカが大きくなりそろそろ収穫の頃と思い、早朝畑に行くと、スイカに大きな穴があけられています。カラスです。早速、すいかの周り全体、もちろん上も、鶏小屋のようにネットで覆いを作りました。彼らも生きていくのに必死なのでしょうが、こちらも負けてられません。しかしながら、いつも感心するのですが、彼らが食べ頃をどうして感じるのか不思議です。甘い柿は食べても、渋柿は採りません。トマトも青い間は安全ですが、赤になると突つかれます。彼らには、旬をみることが出来るみたいです。

これからも自給自足を目指して、彼らと戦いながら、低農薬野菜を作っていきたいと思います。
(堺支部 森敏則)



近税政本部のうごき

- 税理士による大塚高司後援会設立総会（4月6日）
- 支部役員・後援会役員連絡会儀（京都市内、園部、宇治）（5月23日）
- 支部役員・後援会役員連絡会儀（兵庫県第1支部連）（5月27日）
- 国対・選対・後援会対策合同委員会（6月5日）
- 税理士による山下英利後援会定期総会（6月13日）
- 税理士による高市早苗後援会定期総会（6月21日）
- 会員研修会（6月23日）
- 税理士による伊吹文明後援会懇談会（6月28日）
- 藤井裕久元大蔵大臣、尾立源幸参議院議員との懇談会（6月28日）
- 税理士による西田昌司後援会定期総会（6月

28日）

- 政策・組織合同委員会（7月3日）
- 国対・選対・後援会対策合同委員会（7月7日）
- 平成20年度第1回広報委員会（7月8日）

銀河系

広報誌「近畿税政連」の「主張」と「焦点」から、税理士業界の問題点とその税政連の取り組みを読み取ることができる。その他の記事からは、実に多くの会員が後援会活動等を通じて税政連活動に参加していることがわかる。しかしながら残念なことに、無関心な会員も多く、両者のギャップは著しい。享受する成果は同じであるが、その過程を理解していただきたい。一人でも多くの会員が、本誌を読んで税政連活動に参加するきっかけになることを願うものである。
(後安宏彦)